

第99回鹿児島県公益認定等審議会の審議結果の概要

1 日 時

令和3年8月18日（水）午後2時～3時10分

2 場 所

鹿児島県庁 行政庁舎7階 7-総-1会議室（Web会議）

3 出席者の氏名

(1) 委員

采女博文委員（会長）、福元紳一委員、松枝千鶴委員、鳥丸聡委員

(2) 事務局

学事法制課、総務福利課、畜産課

4 報告対象法人（出席者）

公益財団法人鹿児島市水族館公社（常務理事1名、事務局1名）

公益社団法人鹿児島県獣医師会（会長1名、副会長1名、専務理事1名）

5 議事

議事1 審議会の公開・非公開について

議事2 報告事項について

(1) 報告徴収案件について（2件）

- ・ 公益財団法人 鹿児島市水族館公社
- ・ 公益社団法人 鹿児島県獣医師会

(2) 変更等の届出及び立入検査実施状況について（令和2年度下半期分）

6 議事要旨及び議決事項

議事1 審議会の公開・非公開について

個人情報等の不開示事項の審議が必要となった場合は、委員に諮った上で非公開とする旨の議決がなされた。

議事2 報告事項について

(1) 報告徴収案件について（2件）

ア 公益財団法人 鹿児島市水族館公社

議長が、審議会からの報告要求に基づき法人に報告を求め、法人から、平成31年4月3日付けで報告した再発防止策に基づいて適正に経理処理及び財産管理を行っていることや、新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの、報告対象期間の公益目的事業が計画どおりに実施されたことについての報告がなされた。

次に、議長が、法人の報告について所管課に意見を求め、所管課から、報告法人については、再発防止のための措置が今後も継続して取り組まれることにより、適正な処理が諮られるものと考えたとの意見が出された後、質疑が行われた。

イ 公益社団法人 鹿児島県獣医師会

議長が、審議会からの報告要求に基づき法人に報告を求め、法人から、使途不明金の全容解明に向けた取組を進めたことや、就業規則の変更やコンプライアンス推進要領とヘルプライン運営要領の策定などの再発防止策を着実に実行したこと、報告対象期間の公益目的事業が計画どおり実施されたことについて報告がなされた。

次に、議長が、法人の報告について所管課に意見を求め、所管課から、報告法人については、再発防止対策は着実に実行されているものの、使途不明金の解明に向けた取組の途上であり、役員の実任についても明確化できていないことから、定期的に取り組状況を確認し、法人運営の健全化に向けて監督・指導を継続する必要があるため、令和4年6月30日を期限として、再度の報告徴収を求めるとの説明がなされた後、質疑が行われた。

(2) 変更等の届出及び立入検査実施状況について（令和2年度下半期分）

令和2年度における公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第53条第2項において準用する同法第45条第1項の規定等に基づく鹿児島県公益認定等審議会への送付書類について報告した。また、令和2年度下半期分の公益法人への立入検査実施状況について、監督措置が必要と認められる法人はなかったことを事務局が報告した。